令和８年（フ）第１９０２号
福岡市南区高宮２丁目21番１号　パールハイツＤ号
債務者　山崎　瑛仁
1　決定年月日時　令和８年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９２９号
福岡市中央区平尾１丁目11番20―504号　グランフォーレ薬院南
債務者　古屋　佑果
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９４３号
福岡市早良区田村３丁目５番24―103号　レオパレス　エミネンスⅡ
債務者　池田　忠晴
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０１１号
福岡市博多区吉塚６丁目11番30―303号　ハミュー吉塚
債務者　八木　祐奈
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０４９号
福岡県朝倉郡筑前町二43番地７
債務者　パディージャトーレス　ディエゴ拓哉
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０６７号
福岡県糟屋郡篠栗町高田601―１　ルミナス篠栗２ｎｄ　Ｃ　103号室、住民票上の住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2459番地５
債務者　遠藤　史崇
1　決定年月日時　令和８年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０６８号
福岡市東区箱崎４丁目27番10―201号　日米フラットⅡ
債務者　平井　譲治
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０９９号
福岡県福津市花見の里３丁目11番９号　花見アパート105号
債務者　森友　か代
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第２０３号
福岡県うきは市吉井町新治178番地２　桜ビューティーＢ202号
債務者　前田　　孝
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２７１号
福岡県久留米市大善寺南２丁目８番700―501号
債務者　湊　安津紗
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２７６号
福岡県小郡市小板井428番地２　小板井住宅３号
債務者　川村明日香
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２８８号
福岡県久留米市本町194番地　ルピナスⅡ201号、前住所佐賀県三養基郡基山町大字宮浦55番地８
債務者　中牟田陵佑
1　決定年月日時　令和８年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１０１４号
宮城県名取市田高字南577番地　アーバンシティ名取Ⅰ103号
債務者　阿部　理恵（旧姓大越）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１５１号
仙台市青葉区愛子中央５丁目３番10―705号、従前の住所仙台市青葉区上愛子字街道77番地の６　２Ｆ
債務者　遠藤　　悟
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１５８号
宮城県黒川郡大郷町鶉崎字原45番地の13　高崎団地２―13
債務者　伊藤　眞也
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１６３号
仙台市青葉区中江１丁目21番25号　中江住宅８号棟２
債務者　山口　祐子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係